

オートレベリング（自動前照灯照射方向調節装置）について（UN-R48 関係）

● 適用範囲

自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車等[※]を除く）

[※]すれ違い用前照灯（ロービーム）を備えなくてよい配光可変型前照灯又は最高速度20km/h未満の10,000cd未満の走行用前照灯（ハイビーム）を備える自動車等

● 改正概要

- 令和6年3月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る国連協定規則（UN-R48）」の改訂版が合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- これまで、高輝度の（2,000lm超の光源を使用する）すれ違い用前照灯（ロービーム）を有する自動車において、オートレベリング（自動式の前照灯照射方向調節装置）を備えることとされていたところ、適用範囲の全車においてオートレベリングを備えることとする。

● 改正時期（予定）

令和6年9月中旬

● 適用時期（予定）

- ① 車両総重量3.5トンを超える貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車に限る。）
【新型車】令和10年9月1日
【継続生産車】令和13年9月1日
- ② ①以外の全車
【新型車】令和9年9月1日
【継続生産車】令和12年9月1日